

裏面白紙

建議

昭和二十一年十二月十日附中央労働委員会に対し争議調停請求のあつた全官公員労働組合協議会争議の件は公益事業に該当しないので本委員会としては當事者一方の請求を以ては直ちに調停を受理し得ない關係にあるが争議の性質上本件の速かなる解決は時局下極めて緊要事と認められるので關係當局に於ては直ちに實情を調査し可及的速かに事を圓滿に解決せられんことを要望する

尙本委員会としては全遞、國鐵の争議に關し既に當事者に対し調停案を提示してゐるので關係當局に於ては本件解決上右調停案の眞意並に本案作成の経緯を充分斟酌の上善處せられんことを特に申添ふ

右建議する

昭和二十一年十二月二十三日

中央労働委員会

會長 末弘 殿 太郎

内閣總理大臣 殿

裏面白紙

要 求 書

我々は今回の要求に關し能く迅速に解決を圖るべく全力を傾注し、去る十二月十日中央労働委員會に對し調停を申請、之に關し委員會は十二月二十五日内閣總理大臣に對し速かに調停交渉に應じて争議を未然に防止すべき旨建議したのであるが、當局にして若し本當に事を穩便に解決せんとする意志があるならば、此の際至急中央労働委員會に對し調停を申請せられたいふに關する政府の方針を前年一月四日午後三時迄に文書を以て回答され度い
右要求する。

昭和二十一年十二月二十八日

全國官公職員労働組合協議會

議長 水口 三

内閣總理大臣

吉田

茂 巖